

HP ヒューマン・プライム通信

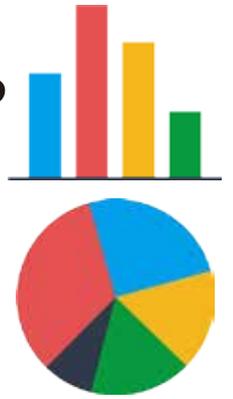
社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町 1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

『毎月勤労統計調査』の不適切調査によって 雇用保険関係の給付になぜ影響が出るのか？

先般ニュース等で騒がれておりますが、厚生労働省が過去の『毎月勤労統計調査』について不適切な調査が行われていたことが発表されました。詳細はここでは省きますが、全数調査をしなければならなかったものを一部抽出でしか調査しなかったというものです。この不適切な調査により、**統計上の賃金額が低めに出ていたため、雇用保険関係の給付に追加給付が発生する可能性があります。**

では、雇用保険関係の給付と『毎月勤労統計調査』がどのように関わっているのでしょうか？
代表的な給付である基本手当との関係を見てみましょう。



基本手当は、労働者が失業した際に一定の条件を満たすと支給される手当（一般的に「失業給付」とも言われているもの）ですが、次の計算方法で給付額が決まります。



① 賃金日額の計算

(原則の計算方法)

賃金日額 = 被保険者期間として計算された最後の6か月間の賃金の総額 ÷ 180日

② 基本手当日額の計算

基本手当日額 = 賃金日額 × 賃金日額に応じた率 (45%~80%)

※賃金日額と年齢に応じて率が異なります。

この基本手当日額に所定給付日数を乗じた額が基本手当として支給されます。

①の計算で求める賃金日額には上限と下限の金額が年齢ごとに決められており、この上限と下限を決めるのに『毎月勤労統計調査の平均給与額』が使われています。平均給与額が増えたか減ったかに基づいて毎年8月1日にこの上限と下限を改定しているため、②の基本手当の額に影響する非常に重要な調査であると言えます。

上記では、基本手当についての影響を記しましたが、基本手当以外にも様々な給付に影響が生じています。

2004年8月以降
次の給付を
受けた方が
追加給付の対象に
成り得ます

- ◆基本手当、高年齢求職者給付金、特例一時金、傷病手当
- ◆個別延長給付、訓練延長給付、広域延長給付、地域延長給付
- ◆就業手当、再就職手当、常用就職支度手当、就業促進定着手当
- ◆高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付
- ◆教育訓練支援給付金
- ◆就職促進手当(労働施策総合推進法)、失業者の退職手当(国家公務員退職手当法)等

※雇用保険の追加給付の平均額(1つの受給期間)の現時点の見通しは約1,400円です。

※2004年8月以降に給付を受けた方でも、時期や賃金日額によって追加給付の対象にならないことがあります。



また、雇用保険以外にも労災保険や船員保険にも影響があります。詳細は以下の厚生労働省のホームページにてご確認ください。なお、追加支給方法等については今後、厚生労働省などより発表されていくと思われます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03207.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00035.html

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。